

青保第1248号
令和7年3月12日

〔各 郡 市 医 師 会 長
全国自治体病院協議会青森県支部長
全日本病院協会青森支部長〕 殿

青森県健康医療福祉部保健衛生課長
(公印省略)

「新型インフルエンザ患者入院医療機関整備事業実施要綱」の廃止について

日頃から本県の感染症対策の推進に御協力いただき、感謝申し上げます。

さて、標記について、令和7年3月10日付け感発0310第11号で厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長から別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。

担当

感染症対策グループ 荻野

電話：017-734-9141

shintaro_ogino@pref.aomori.lg.jp



感 発 0310 第 11 号
令 和 7 年 3 月 10 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省健康・生活衛生局
感 染 症 対 策 部 長
(公 印 省 略)

「新型インフルエンザ患者入院医療機関整備事業実施要綱」の
廃止について

令和 6 年 4 月 1 日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 96 号）が施行され、また、令和 6 年 7 月 2 日付けで、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（令和 6 年 7 月 2 日閣議決定）が全面改定されたことに伴い、「新型インフルエンザ患者入院医療機関整備事業実施要綱」（平成 20 年 10 月 16 日健発第 1016005 号厚生労働省健康局長通知の別紙）は令和 7 年 3 月 31 日をもって廃止します。